

茅ヶ崎市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年3月29日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財政援助団体等監査

2 監査等の対象

(1) 出資団体

茅ヶ崎市土地開発公社

(2) 財政援助団体

まちぢから協議会連絡会補助金

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容

この監査は、令和4年度に執行した出資団体及び財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

5 監査等の日程

令和6年3月28日（木）

6 監査等の結果

財政援助団体の補助金及び出資団体に係る出納その他の事務について、次のとおり指摘すべき事項が見られました。

7 各対象の監査結果

(1) 出資団体

茅ヶ崎市土地開発公社

所管課 資産経営課

提出書類等を監査した結果、指導すべきと思われる事項は認められませんでした。

出資団体 茅ヶ崎市土地開発公社

指摘事項

＜流動資産の振替＞

流動資産の振替について、処理手順に誤りがありました。

<借入金契約書>

借入金契約手続きについて、借り入れ申し込みの事務決裁をしていませんでした。

<土地開発公社保有地使用許可決定通知書>

- 1 土地開発公社保有地使用許可決定通知書（東京電力パワーグリッド（株））
- 2 土地開発公社保有地使用許可決定通知書（東日本電信電話（株））

以上2件について、茅ヶ崎市土地開発公社所有土地に設置された電柱の貸付料については、茅ヶ崎市道路占用料徴収条例第2条を準用して計算していますが、10円未満の端数を切り捨てずに請求していました。

(2) 財政援助団体

まちぢから協議会連絡会補助金

所管課 市民自治推進課

指摘事項

<補助金の額の確定>

実績報告書に添付された収支決算書において、補助対象事業に係る経費の支出状況が明示されていないにもかかわらず、補助金の額を確定していました。

<補助金の過大交付>

令和4年度決算において、次に掲げる事由により、補助対象経費が過大に算定されており、補助金が過大に交付されていました。

- 1 令和5年3月分の社会保険料の算定に誤りがありました。
- 2 社会保険料が過大に算定されていました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

財政援助団体 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

指摘事項

<収支決算書>

実績報告書に添付された収支決算書において、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会全体の収支決算書が添付されていましたが、補助対象事業に係る経費の支出状況が明示されていませんでした。

<源泉徴収社会保険料>

事務局指定職員への給与の支給時に控除する社会保険料において、算定誤りがありました。

<補助対象経費の算定誤り>

令和4年度決算において、次に掲げる事由により、補助対象経費が過大に算定されていました。

- 1 令和5年3月分の社会保険料の算定に誤りがありました。
- 2 社会保険料が過大に算定されていました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

8 意見・要望

市民自治推進課

まちぢから協議会連絡会補助金については、提出された実績報告書に基づいて補助金の額の確定を行っていましたが、決算額として報告された金額を裏付ける証拠書類の提出を求めておらず、実績報告書の審査が十分に行われているとは言えない状況でした。

今後は、補助金の交付団体から帳簿類、伝票類等の証拠書類の提出を求め、所管課において収支決算及び補助対象経費の実績額が適正なものであるかを十分に精査した上で補助金の額を確定するようにしてください。